

公益社団法人大谷保育協会保育心理士会内規

(目的)

第1条 この内規は、「公益社団法人大谷保育協会 保育心理士規程」(以下、「規程」という。)で定める保育心理士会について必要な事項を定める

(会員)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 規程第4条に定める保育心理士（一種及び二種）資格を取得した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体
- (3) 養成機関会員 保育心理士資格養成課程（一種）（以下「資格養成課程（一種）」）及び保育心理士資格養成課程（二種）（以下「資格養成課程（二種）」）を設置する学事施設及び団体

(入会)

第3条 会員の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に発生する。

- (1) 正会員の資格は、保育心理士（一種及び二種）資格の認定された日に発生する。
- (2) 賛助会員の資格は、所定の入会申込書を事務局に提出し、入会が承認された日に発生する。
- (3) 養成機関会員の資格は、資格養成課程（一種）及び資格養成課程（二種）の設置が認可された日に発生する。

(資格喪失)

第4条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 正会員である保育心理士（一種）及び保育心理士（二種）が、規程第7条に定める有効期限内に資格更新を行わなかったとき
- (3) 5年以上会費を滞納したとき
- (4) 第5条第1項及び第2項の規定により退会したとき
- (5) 第6条の規定により除名されたとき

(退会)

第5条 正会員が退会しようとするときは、氏名、保育心理士認定番号、住所ならびに退会理由を記載の上、書面又は電子手続きにより事務局に提出しなければならない。

2 賛助会員及び養成機関会員が退会しようとするときは、退会理由を記載の上、書面により事務局に提出しなければならない。

- 3 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当するときは、心理士会集会（以下「集会」という。）の議決により当該会員を除名することが出来る。

- (1) 本法人の定款又は規定に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があったとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該集会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ集会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 代表は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(年会費および事務手数料)

第7条 本会の会員は、本会の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める年会費を納めなければならない。

- 2 会員は、資格の更新、証書の発行、その他事務手続きに際し、別に定める事務手数料を納入しなければならない。
- 3 既納の会費及び事務手数料は、理由の如何を問わず返還しない。

(役員)

第8条 心理士会に次の役員を置き、会員の中から心理士会集会（以下「集会」という。）で選任する。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 主幹 1名
 - (4) 幹事 若干名
- 2 代表は会務を総理し、集会を招集し会議の議長となる。代表に事故のあるときは、副代表がその職務を代行する。
- 3 主幹は会務を掌理し、公益社団法人大谷保育協会との関係を調整する。
- 4 幹事は、本会の運営について必要な業務にあたる。

(運営エリア)

第9条 会員の相互の交流と連携を図るとともに、資質向上に資するため、全国を別に定めるエリアに分け、各ブロックにエリアマネージャーを置く。

- 2 エリアマネージャーは代表が委嘱し、任期は2年間とする。

(会議)

第10条 心理士会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 集会
- (2) 幹事会
- (3) その他必要な会議

2 集会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。

3 集会の付議事項は、第8条に定める役員の選任の他、次の事項の報告を受ける。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) その他必要な事項

4 幹事会は、代表が招集し、本会の運営について必要な事項を協議する。

(保育心理士資格認定委員会との連携)

第11条 心理士会は、規程第8条に定める保育心理士資格認定委員会と緊密な連携を保ち、幹事会において保育心理士の資格更新及び資質向上に資する研修会の内容等について協議を行う。

(会報)

第12条 心理士会は、活動内容の報告、普及及び会員の情報交換に資するため、定期的な情報発信につとめる。

(事務)

第13条 本会の事務は、公益社団法人大谷保育協会事務局が行う。

(変更)

第14条 この内規を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本内規の適用に伴い、「保育心理士会内規」(2000年4月20日理事会承認)は、廃止する。

附 則

1 この内規は、2004年7月22日から適用する。

附 則

1 この内規は、2014年12月14日(集会承認日)から適用する。

附 則

1 この内規は、2016年5月18日(理事会承認日)から適用する。

附 則

1 この内規は、2017年5月16日(理事会承認日)から適用する。

附 則

1 この内規は、2018年5月15日(表題変更・理事会承認日)から適用する。

附 則

- 1 この内規は、2026年5月12日（理事会承認日）から適用する。